

◎新潟県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、柏崎市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和3年4月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
綾子舞会館	柏崎市大字女谷4529番地	綾子舞伝承稽古場	108.90	令和3年4月5日
高柳コミュニティセンター	柏崎市高柳町岡野町1849番地1	大会議室	157.69	令和3年4月5日
		中会議室	49.00	
		小会議室1	38.00	
		小会議室2	38.00	

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
鵜川コミュニティセンター	柏崎市大字女谷4760番地1	民芸伝承館 体育館	79.34 330.00	令和3年4月5日